

## 福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不妊を心配する夫婦が共に不妊検査および一般不妊治療を受けた場合にその費用の一部を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを生み育てやすい環境をつくることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「検査」とは、医師が不妊症の診断のために必要と認める検査（第3項における医療保険各法の適用となるか適用外となるかを問わない。）をいう。

2 この要綱において、「治療」とは、医師が不妊症の治療のために必要と認める、タイミング療法、薬物療法、人工授精、男性不妊治療等（第3項における医療保険各法の適用となるか適用外となるかを問わない。）をいい、次に掲げるものは含まないものとする。

(1) 体外受精および顕微授精

(2) 夫婦以外の第三者の精子、卵子又は胚の提供による不妊治療

(3) この事業の対象となる夫の精子とその妻の卵子を体外受精して得た胚を当該妻以外の第三者に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの

3 この要綱において、「自己負担額」とは、次条の助成対象者が第4条の助成の対象となる検査・治療を受けた場合において、その費用として自己が負担した額の合算額とする。ただし、第4項における医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合においては、被保険者、組合員または被扶養者が負担すべき額とする。

4 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 国民健康保険法（昭和33年法律192号）

### (助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 検査開始時に法律上の婚姻をしている婚姻後3年以内の夫婦

(2) 検査開始時の妻の年齢が40歳未満である夫婦

(3) 夫婦両方の検査開始日が平成30年1月1日以降であり、かつ夫婦のいずれか早い方の検査開始日から3か月以内に、もう一方が検査を開始していること

(4) 申請日において、夫または妻のいずれか一方もしくは両方が福井県内に3か月以上住所を有すること

(助成の対象となる検査・治療)

第4条 助成の対象となる検査・治療は、平成30年4月1日以降に、夫婦が受けた検査または治療で、夫婦のいずれか早い方の検査開始日から2年以内のものとする。

2 夫婦が別の医療機関において検査・治療を受けた場合も含むものとする。

(助成額及び助成回数)

第5条 助成する額は、助成対象となる検査・治療に係る費用のうち助成対象者が負担した自己負担額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとし、上限額を5万円とする。

2 助成回数は、1組の夫婦につき1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次のいずれかに該当することとなった日から6か月以内に申請するものとする。

(1) 検査または治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時

(2) 検査または治療を終了した時(夫婦のいずれか遅い方)

(3) 夫婦のいずれか早い方の検査開始日から2年を経過した時

2 前項の申請を行う者は、様式第1号による不妊検査・一般不妊治療費助成事業申請書(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書(様式第2号)

(2) 法律上の婚姻をしている**夫婦**であることを証明できる書類

(3) 住所を確認できる書類

(4) 医療機関や薬局が発行する領収書の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請書の提出先は、福井県健康福祉部子ども家庭課とする。

(助成の決定)

第7条 知事は、申請書を受理した時は、速やかにその内容の審査を行い、助成の可否を決定する。

2 知事は、前項の規定により助成することを決定した時は、様式3号による不妊検査・一般不妊治療費助成事業決定通知書を当該申請者に通知する。

3 知事は、第1項の規定により助成しないことを決定した時は、様式第4号による不妊検査・一般不妊治療費不交付決定通知書にその旨および理由を明示し、当該申請者に通知する。

4 助成対象年度は、申請書を受理した日を基準とする。

(返還)

第8条 知事は、虚偽その他の理由により助成を受けた者に対して、助成した額の全部の又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第9条 知事は、助成決定の通知を明確にしておくため、様式第5号による不妊検査・一般不妊治療費助成事業台帳を備え付け、適正に管理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。